⑷　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3　2の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第2条第5項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

⑵　②の欄は、予備免許の際に指定を受けた識別信号を記載すること。

⑶　③の欄は、予備免許を受けた年月日を「H28.12.21」のように記載し、併せて予備免許通知書の番号を記載すること。

⑷　④の欄は、予備免許の際に指定を受けた工事落成の期限を記載すること。

⑸　⑤の欄は、希望する延長期限及び延長する理由を記載すること。

4　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

5　申請書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第三号の二　工事落成、設置場所変更又は変更工事完了に係る届出書の様式（第13条第2項及び第25条第5項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

工事落成等届出書

年　月　日

総務大臣　殿（注1）

収入印紙貼付欄 （注2）

□電波法第10条の規定により、工事が落成したので、下記のとおり届け出ます。

□無線局免許手続規則第25条第4項の規定により、無線設備の設置場所を変更したので、下記のとおり届け出ます。

□無線局免許手続規則第25条第4項の規定により、無線設備の変更の工事が完了したので、下記のとおり届け出ます。

（注3）

記

1　届出者（注4）

住　所	都道府県―市区町村コード　〔　　〕
	〒（　　―　　）

第2　添付書類

1　合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

2　株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第百十八条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）

3　合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を継承する法人の定款案

［新設］